

第2章 環境保全対策の総合的な取組の推進

20世紀後半からの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動や生活様式の定着、都市化の進展により、生活排水による河川等の汚染や廃棄物問題、化学物質による環境汚染、更には身近な緑の減少など様々な形で環境問題が顕在化しています。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模での環境問題も顕在化し、地球の生態系にも大き

な脅威を与えている状況にあります。

これらの問題を解決していくためには、経済社会システムの見直しやライフスタイルの変革に向けて、県民、事業者、行政が共通の認識に立ち、それぞれの役割を果たしていくことが重要であり、長期的な視野に立ち、各種の環境施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。

第1節 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

本県の環境行政の基本的方向については、平成8年12月に制定した「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」において定められています。

本条例は、本県の環境行政の基本理念、県民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成8年3月に策定した「青森県環境基本構

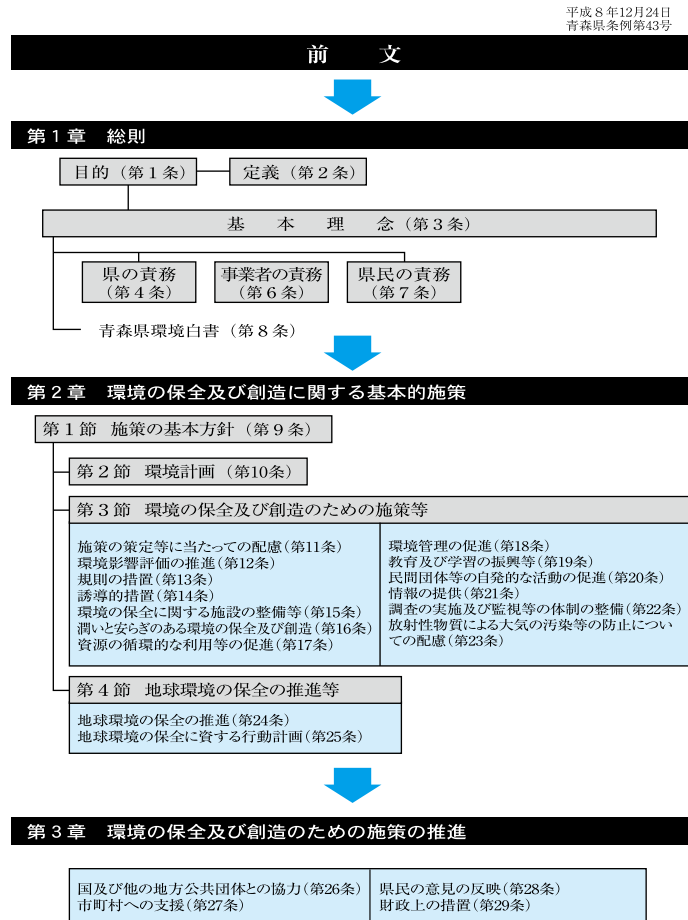
想」の考え方を踏まえ制定したものです（図1-2-1）。

本条例では、新たな環境施策を推進するために次の4つを基本理念として定めています。

＜基本理念＞

- 1 健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
- 2 人と自然との調和の確保
- 3 持続的発展が可能な社会の構築
- 4 地球環境の保全の推進

図1-2-1 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例



資料：県環境政策課

第2節 青森県基本計画未来を変える挑戦

1 計画の基本的な考え方

「青森県基本計画未来を変える挑戦」（計画期間：平成26年度～平成30年度）は、県行政全般に係る政策・施策の基本的な方向性を、総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針であり、「強みをとことん、課題をチャンスに」というコンセプトの下、県民一丸となって戦略的に挑戦し青森県の未来を県民自らの力でめざす姿に変えていくための計画です。

本県には、これから世界に通じる価値を生み出すための種となる地域資源があります。

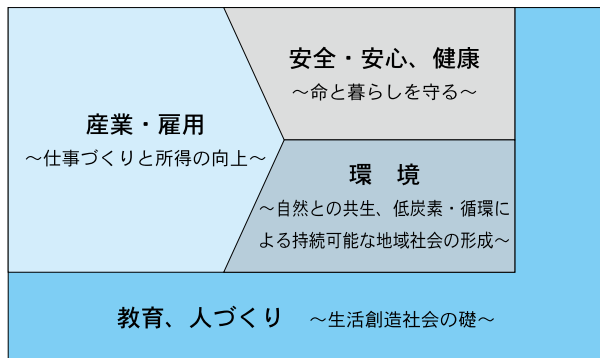
例えば、世界自然遺産の白神山地や、平成25年に新たに創設された三陸復興国立公園のほか、津軽国定公園、下北半島国定公園などの自然公園があり、これらに代表される「豊かな自然」は多くの県民が愛着を持っている地域資源となっています。

また、豊かな自然からもたらされる「きれいな水」は本県が誇る安全で安心な農林水産物の生産にも重要な役割を担っています。

こうした本県の地域資源や、これまで本県が取り組んできた成果や可能性については、強みとして徹底的に磨き上げ、活用することで、その価値が世界の中でより広く認められることが可能となります。

一方、人口減少や平均寿命の短さといった本県が抱える諸課題については、現状と今後の見通しを把握した上で、その解決にしっかりと取り組んでいく必要がありますが、課題は大きければ大きいほど、その解決によって得られるメリットは大きくなるものと考えられます。

図1-2-2 計画を構成する4つの分野



3 環境分野の政策・施策体系

以下は、環境分野に掲げる3政策9施策の体系です。計画では、これらの取組を推進することにより、自然と

また、課題解決の成果は、同様の課題を抱えている国内外の地域にとって役立つ知見となりますので、他から認められる価値を本県が生み出すことにもなります。

このように考えると、本県が抱える課題はむしろ伸びしろの大きいチャンスと捉えることができます。

こうした視点から、本県が解決しなければならない課題を認識した上で、今こそ課題解決のチャンスと捉え、課題解決を通して地域が成長していく取組を進めます。

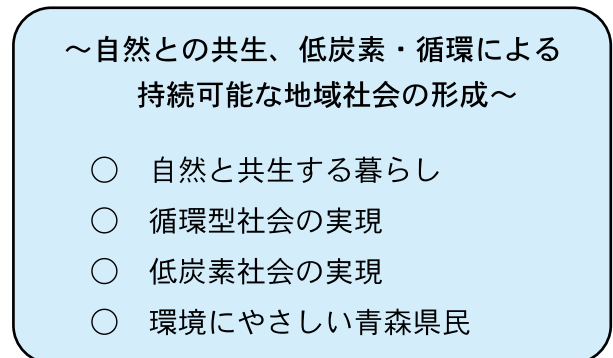
2 2030年のめざす姿の具体像

この計画では、2030年におけるめざす姿として、「青森県の『生業（なりわい）』と『生活』が生み出す価値が世界に貢献し広く認められている状態」、言い換えれば「世界が認める『青森ブランド』の確立」を掲げています。

この「青森ブランド」とは、青森県産品のブランド化のみを指すのではなく、青森県の「生業（なりわい）」と「生活」が一体となって生み出す価値の総体を指します。具体的には、「買ってよし（ビジネスの対象としての価値）」、「訪れてよし（観光・交流対象としての価値）」、「住んでよし（生活対象としての価値）」の3種類の価値を備え、それが世界から認知されている状態をめざすものです。

計画では「産業・雇用」、「安全・安心、健康」、「環境」、「教育、人づくり」の4分野を設定するとともに（図1-2-2）、それぞれの分野ごとに「めざす姿」を掲げ（図1-2-3）、体系化された政策・施策に基づき、めざす姿の実現に向けた取組を推進します。

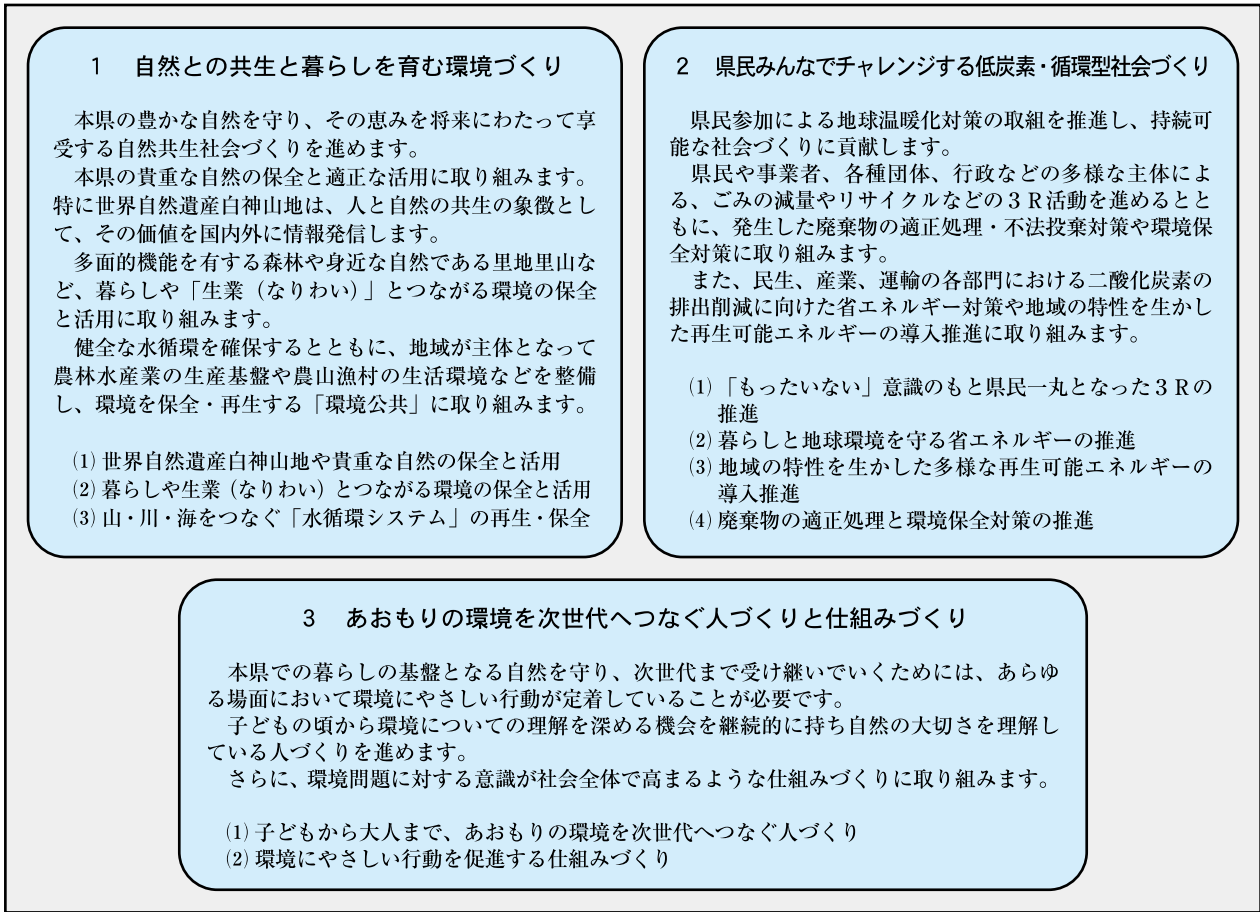
図1-2-3 環境分野のめざす姿



の共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成をめざすこととしています（図1-2-4）。

[資料：図1-2-2～図1-2-4 県企画調整課]

図1-2-4 環境分野の政策・施策体系



第3節 青森県環境計画

1 青森県環境計画の策定

様々な環境問題が顕在化している中で、本県においても、すべての県民の参加と連携による日常生活及び経済活動と環境との調和を図りながら、良好な環境を保全し、創造することによって将来世代に引き継いでいくとともに、地球規模の環境問題に地域レベルから適切に対応していくため、平成8年12月に制定した青森県環境の保全及び創造に関する条例第10条の規定に基づき、平成10年5月に青森県環境計画を策定しました。

また、平成19年3月に第二次青森県環境計画、平成22年3月に第三次青森県環境計画、そして平成25年3月には第四次青森県環境計画を策定し、各種施策を推進しています。

2 第四次青森県環境計画

第四次青森県環境計画では、第三次計画同様、本県が

目指す環境の将来像を「循環と共生による持続可能な地域社会」としています。

このため、計画では、計画推進に当たっての基本目標や施策の展開方向を明らかにするとともに、県民、事業者、学校、環境保全団体及び行政などの各主体が環境への負荷が少ない日常生活や事業活動を進めていくための役割や行動指針を示しています。

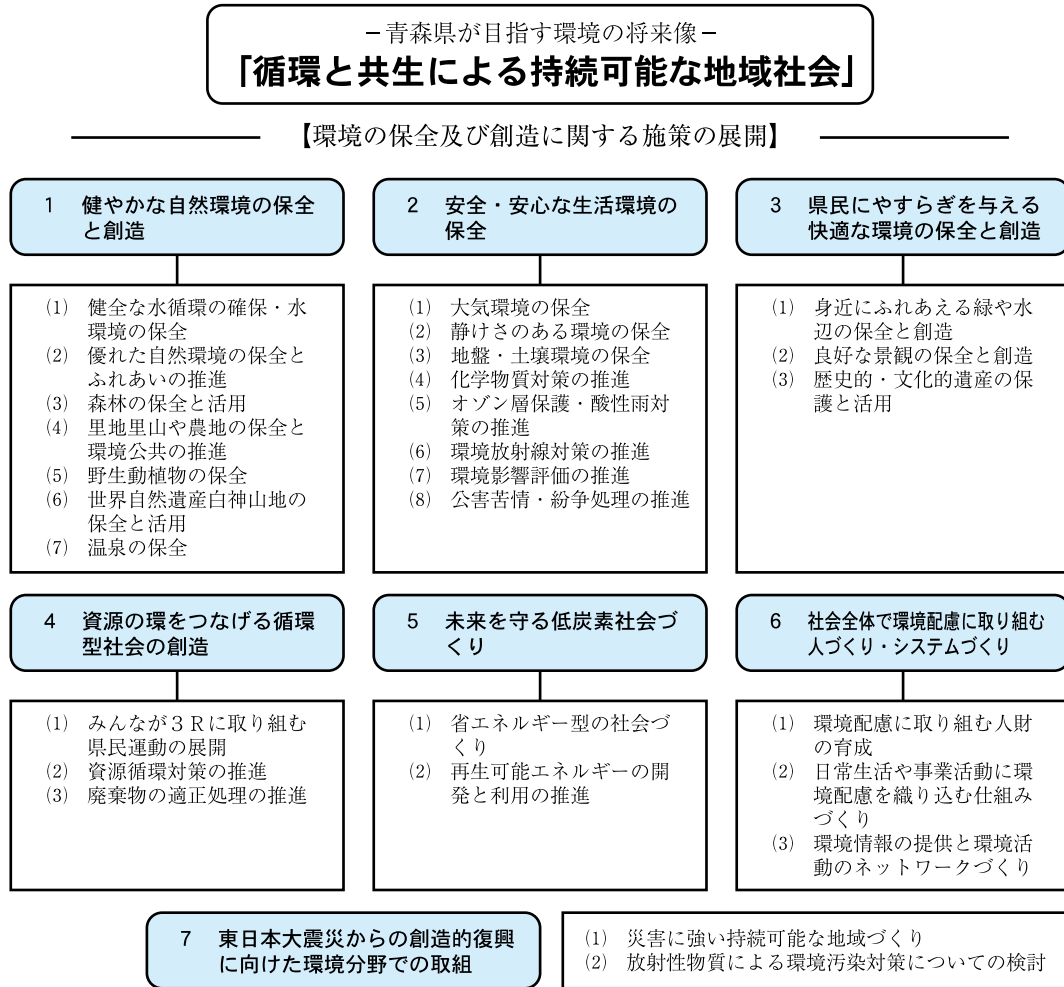
また、東日本大震災の経験を踏まえ、政策の一つとして「東日本大震災からの創造的復興に向けた環境分野での取組」を新たな項目として設け、「災害に強い持続可能な地域づくり」、「放射性物質による環境汚染対策についての検討」の取組を追加したところです。

今後とも、計画の適切な進行管理を行い、本計画を着実に推進していくこととしています（図1-2-5）。

なお、本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に規定する環境教育等に関する行動計画としても位置付けています。

図1-2-5 第四次青森県環境計画の構成

(平成25年度～平成27年度)



【計画の推進に当たっての県の重点施策】

- 1 世界自然遺産白神山地の保全・活用と自然共生社会づくり
 - (1) 白神山地保全・活用推進プロジェクト
 - (2) あおもり自然共生社会推進プロジェクト
- 2 「もったいない」の意識で取り組む循環型社会づくり
 - (1) 県民総参加型3R推進プロジェクト
 - (2) ごみ減量・循環型経営システム推進プロジェクト
- 3 未来を守る低炭素社会づくり
 - (1) 低炭素型ライフスタイル推進プロジェクト
 - (2) 中小企業低炭素化プロジェクト
 - (3) 低炭素化交通普及促進プロジェクト
 - (4) エネルギー先進的利用モデル実証・発信プロジェクト
- 4 あおもりの豊かな環境を守り・創る人材の育成
 - (1) 多様な主体が参加する環境教育・学習推進プロジェクト
 - (2) 環境配慮の環を広げるパートナーシップ推進プロジェクト

資料：県環境政策課

第4節 青森県地球温暖化対策推進計画

1 計画の策定

本県では、地球温暖化対策を地域レベルにおいて計画的・体系的に推進するため、平成13年4月に「青森県

地球温暖化防止計画」を策定し、県内における2010年（平成22年）の温室効果ガス排出量を1990年（平成2年）比で6.2%削減することを目標とし各種取組を進めてきたところです。

そして、当該計画の計画期間の終了に伴い、平成23年3月、本県の地球温暖化対策の新たな指針となる「青森県地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

新計画では、本県の強みである豊富な自然エネルギー資源、森林資源などの「地域ポテンシャル」と本県の温室効果ガスの排出状況などを踏まえた「地域課題」に着目した取組を進め、「あらゆる主体の連携・協働による、青森県の地域特性を生かした、快適で暮らしやすい低炭素社会の形成」を目指すことを基本理念としています。

2 計画の内容

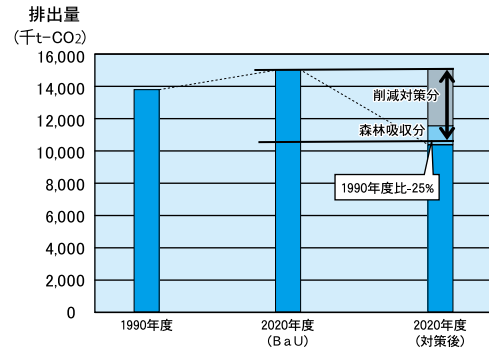
計画期間は2011年度（平成23年度）から2020年度（平成32年度）までの10年間とし、温室効果ガス削減目標は国の取組にも対応した意欲的な目標として2020年度までに1990年度比で25%削減することとしています（図1-2-6）。

また、目指す将来像実現に向けたリーディングプロジェクトとして「低炭素あおりプロジェクト10」を

設定し、今後重点的に推進することとしています（図1-2-7）。

なお、計画の推進にあたっては「あおり低炭素社会づくり庁内推進本部」及び有識者等からなる「青森県地球温暖化対策推進協議会」において進行管理を行うとともに、国内外の情勢を踏まえ、見直し等を行うこととしています。

図1-2-6 青森県地球温暖化対策推進計画における目標削減量



注) BaU (Business as Usual) … 現状から特段の対策を行わない場合の将来予測

資料：県環境政策課

図1-2-7 青森県地球温暖化対策推進計画における「低炭素あおりプロジェクト10」

1	再生可能エネルギー導入促進プロジェクト ・ 風力、太陽、地熱等の再生可能エネルギーの利活用促進 ・ エネルギー先進的利用モデル実証・発信プロジェクトの推進
2	低炭素型農林水産業推進プロジェクト ・ 農林業における再生可能エネルギー循環システムの形成 ・ 環境配慮型農業の推進 ・ 農産物の地産地消促進
3	青い森の森林吸収対策プロジェクト ・ 間伐の促進 ・ 地産地消につながる森林整備の促進 ・ オフセット・クレジット (J-VER) 制度の活用等を通じた森林整備の促進
4	中小企業・公共サービス省エネ化プロジェクト ・ 省エネルギー対策に係る情報提供、技術的支援等のフォローアップの推進 ・ 既存の融資制度及び国内クレジット制度等の活用促進
5	雪と寒さに強い青森型省エネ住宅普及促進プロジェクト ・ 省エネルギー住宅のガイドライン策定、普及 ・ 省エネルギー対策効果の「見える化」の推進 ・ 既存の融資制度等の活用促進
6	低炭素型ライフスタイル・環境教育推進プロジェクト ・ 地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員等、各主体連携による対策推進 ・ 地域の人財を活用した環境教育の推進 ・ 環境配慮行動を促す仕組みづくり
7	低炭素型交通普及促進プロジェクト ・ エコドライブの取組の推進 ・ 次世代自動車の加速的普及に向けた取組の推進 ・ 公共交通機関の利用を中心とした低炭素型交通社会の仕組みづくりの推進
8	青い森セントラルパーク低炭素型モデルタウンプロジェクト (廃止) ・ 青い森セントラルパーク低炭素型モデルタウン構想の推進
9	あおり環境金融プロジェクト ・ 民間資金を活用した経済的インセンティブを付与する仕組みづくり ・ 既存の融資制度等の活用促進
10	県民総参加型「もったいない・あおり県民運動」推進プロジェクト ・ あらゆる主体の連携、協働による推進体制の構築 ・ 低炭素社会づくりに向けた県民運動の展開

資料：県環境政策課

第5節 第2次青森県循環型社会形成推進計画

1 計画の概要

本県では、平成18年3月に「青森県循環型社会形成推進計画」を策定し、本県の地域性を生かした循環型社会の形成を目指し、様々な取組を進めてきましたが、平成22年度までの計画であることから、これに引き続き、平成23年3月に「第2次青森県循環型社会形成推進計画」（計画期間：平成23年度～平成27年度）を策定しました。

この計画は、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を基本に、資源の消費抑制を図り、限りある資源を有効に活用する「資源循環」の観点を取り入れ、廃棄物処理計画を包含した計画として、循環型社会の形成に向けて、県、市町村、県民、事業者等の各主体が果たす役割を明らかにするとともに、循環型社会実現のための取組を総合的かつ計画的に推進することにより、本県の地域性を生かした循環型社会の形成を目指すことを目的としています。

2 廃棄物の現状と目標

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物についての本県の平成24年度の状況は、

- ① 1人1日当たりの排出量が1,069g（全国963g）
- ② リサイクル率が14.2%（全国20.4%）
- ③ 1人1日当たりの最終処分量が170g（全国99g）
となっており、全国値と比較して下位の状況にあります。

原因としては、分別収集が十分に進んでいない市町村が見られることや事業系ごみの排出量が多いことなどが考えられます。

「第2次青森県循環型社会形成推進計画」では、平成27年度までに、①1人1日当たりの排出量980g、②リサイクル率25%、③1人1日当たりの最終処分量109gにするとの目標を掲げています。一般廃棄物の排出状況等については、全国値との格差が縮まらない状況であるため、ごみの排出抑制、リサイクル率の向上、最終処分量の削減に向け、市町村と連携した取組をさらに進めていく必要があります。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物について平成20年度の状況を平成15年度と比較すると、

- ① 排出量は、355万1千トンから292万トンに減少しています。この理由として、事業者による発生抑制の効果と、景気の低迷による事業活動の縮小が原因として考えられます。平成27年度における目標は平成20年度より約2%増の297万8千トンに抑制することとしており、今後も発生抑制の取組を進める必要があります。
- ② 再生利用量は、135万1千トンから136万6千トンと、ほぼ横ばいとなっています。この理由として、再生利用率の高い建設業からの排出量の減少が主な要因と考えられます。平成27年度までの目標は139万3千トンとなっており、引き続き、再生利用の推進を図る必要があります。
- ③ 最終処分量は、7万3千トンから6万4千トンに減少しています。平成27年度における目標は6万トンとなっており、引き続き、3Rの取組を進め、最終処分量の減少を図る必要があります。

3 本県が目指す循環型社会のイメージと計画の推進

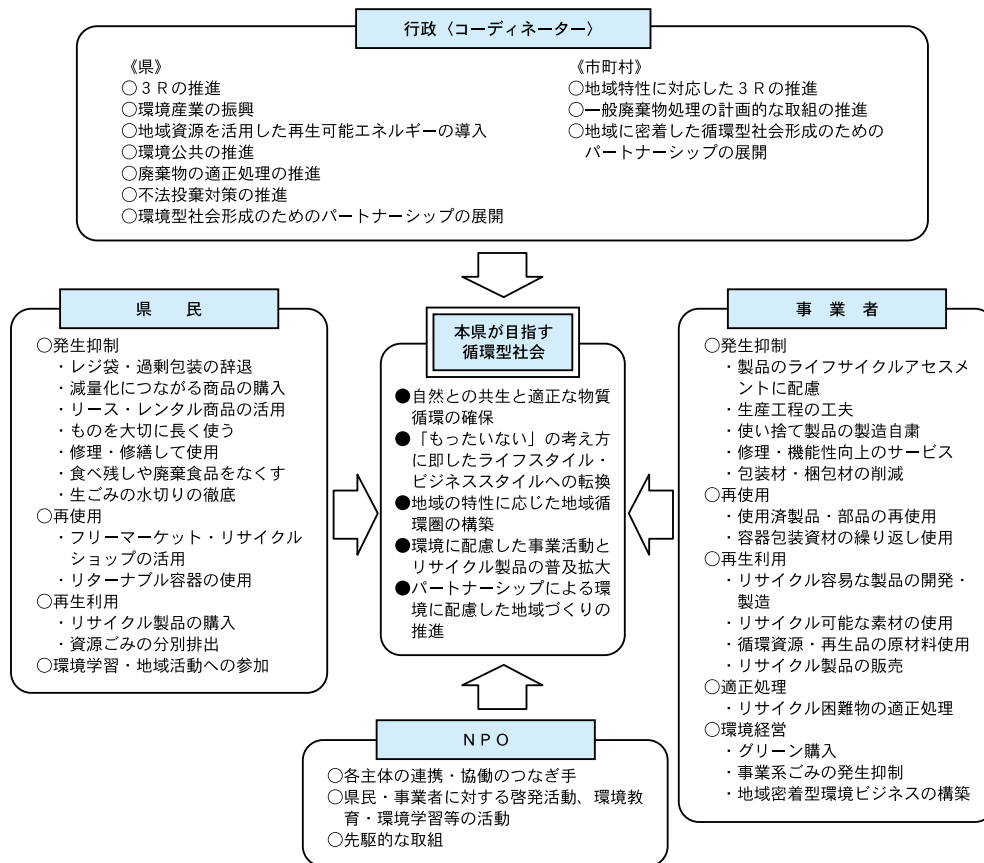
本県が目指す中長期的な循環型社会の姿を次のようにイメージし、その実現に努めます。

- ① 自然との共生と適正な物質循環の確保
- ② 「もったいない」の考えに即したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
- ③ 地域の特性に応じた地域循環圏の構築
- ④ 環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大
- ⑤ パートナーシップによる環境に配慮した地域づくりの推進

県は県内全体を対象とする広域的な視点から、また、市町村は各地の特性を踏まえた地域に密着した取組をすることを基本とし、それぞれの立場に応じたコーディネーターとしての役割を果たしていく必要があります。

また、循環型社会づくりの担い手である県民、事業者、NPO等の民間団体の各主体が、それぞれの役割の下、県民総参加で主体的に循環型社会形成のための目標実現を目指して取り組んでいくことが必要です。（図1-2-8）

図1-2-8 本県が目指す循環型社会と各主体の役割・取組



資料：県環境政策課

第6節 県の率先行動

1 環境マネジメントシステム

今日の環境問題は、日常生活や事業活動と密接に関連しており、その解決に向けて社会全体での取組が求められています。

環境マネジメントシステムは、事業者において毎日の事業活動を行いつつ、事業活動から生じる環境への負荷を継続的に低減していく仕組として、これまで多くの企業や自治体で導入されています。

本県では、平成13年3月にISO14001の認証を取得し、組織として環境保全に対する取組を推進してきましたが、平成22年3月でISO14001の認証を終了し、平成22年度からは、これまでのノウハウを生かし効率化を図った環境マネジメントシステム（地球にやさしい青森県行動プラン）を構築し、引き続き環境への負荷の低減に努めています。

2 地球にやさしい青森県行動プラン

平成11年4月に施行された地球温暖化対策推進法では、

地方公共団体に対して自らの事務・事業における温室効果ガス排出量の削減を目的とした実行計画の策定を義務付けています。

県では、平成10年3月に知事部局を対象として「青森県環境保全率先行動計画」を策定し、自らの環境負荷低減に向けた取組を進めてきたところですが、同法に基づく実行計画として、内容の充実強化を図るとともに、対象範囲を県のすべての機関に拡大し、平成12年9月に新たな行動計画となる「地球にやさしい青森県行動プラン（第1期計画）」を策定しました。

第1期計画（計画期間：平成12～16年度）では、県の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を平成11年度を基準として平成16年度までに7%削減することを目標としていましたが、電気使用量の増加などにより基準年度比2.4%の削減にとどまったことから、第2期計画（計画期間：平成17～21年度）では、平成16年度を基準として平成21年度までに4.7%削減（第1期計画の未達成成分を削減）することを目標とし、省エネルギー・省資源対策を推進した結果、16.3%の削減となりました。

また、平成22年度には、青森県環境マネジメントシステムとしても位置付けた第3期計画（計画期間：平成22～26年度）を策定し、平成21年度を基準として、温室効果ガスの排出量を平成26年度までに5.0%削減することを目標としています。

平成25年度実績では、電気使用量は基準年度比6.2%減、冬期の寒冷等により灯油使用量が同比2.6%増、重油使用量が同比5.0%増となりました。全体として温室効果ガス排出量は同比1.7%減となりました（資料編表6）。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が平成13年4月に全面施行されたことを受け、平成14年度から「青森県環境物品等調達方針」を策定し、本プランで優先的購入に取り組んできた物品等に加え、国がグリーン購入法に基づき特定調達品目として定めた物品、役務、設備、公共工事も新たに対象として、これらの調達に取り組んでいます（資料編表7）。

第7節 北海道・北東北3県の連携

青森県、岩手県及び秋田県の北東北の知事が一堂に会し、共通の政策課題等について意見交換を行うことにより、相互の連携及び交流の促進を図り、もって本地域の発展に資することを目的に、平成9年度から北東北知事サミットが開催されています。

平成13年度の第5回知事サミットからは、さらに北海道

も加わり4道県の知事サミットとして開催されています。

平成25年度においては、平成25年9月3日、岩手県田野畑村で17回目のサミットが開催されました。

なお、これまで環境分野に係る合意がなされたサミットの開催概要は表1-2-1、合意事項は表1-2-2のとおりです。

表1-2-1 知事サミット開催概要（関係分）

サミット名	開催時期	開催地	テーマ	環境関連合意事項数
第2回北東北知事サミット（3県）	H 10. 10. 22	岩手県滝沢村	環 境	6項目
第4回北東北知事サミット（3県）	H 12. 10. 16	青森県黒石市	食料・子ども	1項目
第5回北海道・北東北知事サミット	H 13. 9. 14	岩手県花巻市	循環型社会形成に向けて	6項目
第6回北海道・北東北知事サミット	H 14. 8. 23	秋田県小坂町	21世紀型の健康	2項目
第12回北海道・北東北知事サミット	H 20. 8. 29	青森県青森市	環境とエネルギー	1項目

資料：県環境政策課

表1-2-2 知事サミット合意事項一覧（関係分）

第2回北東北知事サミット合意事項（平成10年度）	
1 3県の連携・協力に向けた仕組みづくり	1 「北東北環境フォーラム」の設置
	2 共同研究開発に向けた仕組みづくり
	3 環境情報ネットワークシステムの構築
2 環境教育・自然とのふれあいの推進	1 「子ども環境サミット」の開催
	2 児童向け啓発冊子の作成等
	3 自然とのふれあい促進
3 中山間地域の維持と「環境の世紀」にふさわしい産業の確立	1 公益的機能の保持と国民的なコンセンサスの形成
	2 環境調和型産業の振興
	3 持続可能な森林経営に向けた調査・研究
	4 多自然居住地域の形成
4 北東北の恵まれた自然環境の保全・創造	1 「緑のランドデザイン」の策定
	2 十和田湖の水質保全対策の推進
5 ゼロエミッション型社会の構築	1 3県の率先行動
	2 廃棄物の再資源化・再利用の促進
6 環境ホルモン等の環境問題への対応	1 地球環境問題に関する共同研究等
	2 いわゆる環境ホルモン等の化学物質に関する調査・研究

第4回北東北知事サミット合意事項（平成12年度）	
1 産業廃棄物対策の広域的な対応	1 広域的な産業廃棄物対策を推進するための体制整備
	2 3県連携による産業廃棄物不適正処理の監視指導
	3 災害廃棄物等に備えた県境を越えた広域的な処理体制の構築
	4 県境地域における不法投棄等情報ネットワークの構築
	5 不法投棄等に関与する隣県の業者、施設等への立入検査等の連携
第5回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成13年度）	
1 水と緑を守る条例の整備への取組と税制研究	・森や川、海などにかかわる環境保全に関する条例の整備 ・諸施策の財源確保等に係る新税の創設に関する共同研究
2 二酸化炭素削減目標への対応	二酸化炭素排出量及び吸収量の算定手法、削減対策の効果を検証する手法等に関する調査研究
3 農業用廃プラスチック問題への対応	農業用廃プラスチックのリサイクルの推進のための情報交換、共同の取組
4 食品廃棄物のリサイクル問題への対応	食品廃棄物の処理体制、リサイクル手法等の検討、情報ネットワークの構築
5 地域資源のエネルギーとしての有効利用	地域資源を活用したバイオマスエネルギーに係る研究情報の交換や成果の共有化、共通課題の解決に向けた取組
6 経済的手法等の活用による産業廃棄物対策	産業廃棄物税や搬入課徴金による経済的手法を活用した制度整備、県外搬入事前協議の義務化等の取組
第6回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成14年度）	
1 「十和田湖水質・生態系改善行動指針」に基づく取組の強化	汚濁負荷削減のための調査研究を行うなどの取組を推進
2 経済的手法等の活用による産業廃棄物対策	1 産業廃棄物の埋立量に応じて課税する枠組みのもと、産業廃棄物減量化・リサイクル促進税制に係る制度の整備を平成14年度中に行う。
	2 搬入事前協議の条例化及び環境保全協力金制度の整備を平成14年度中に行う。
第12回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成20年度）	
1 持続可能な社会の実現に向けた北海道・北東北行動宣言	1 北海道・北東北地球温暖化対策推進本部（仮称）の設置
	2 再生可能エネルギー導入先進地域の形成に向けた取組の推進
	3 森林環境の整備促進に向けた情報の共有化
	4 有用資源リサイクルの促進

資料：県環境政策課

第8節 環境保全基金事業

都市・生活型公害及び地球環境問題に象徴される現在の環境問題は、我々の日常生活及び社会経済活動に深く関わっているため、個人、企業、団体等社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの役割を理解し、環境に配慮した取組を積極的に推進する必要があります。

このため、県民に対する環境保全に関する知識の普及啓発及び地域住民が行う環境保全のための実践活動に対する支援等により環境の保全を図ることを目的として、県では、平成2年3月に2億円の国庫補助を得て、4億円の「青森県環境保全基金」を設置しました。

その後、平成4年11月に6億円、平成5年3月に5億円、平成5年4月に5億円、平成7年3月に10億円を積み増して総額30億円とし、その運用益を原資とした事業の充実・拡大を図り、地域に根差した様々な環境保全活

動を展開してきました。

さらに、平成21年度からは、県の厳しい財政状況を踏まえるとともに、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減、廃棄物のリサイクルなどの取組の一層の強化や、県境不法投棄事案への対応など、県として喫緊の課題である環境保全対策に重点的に取り組むため、従来の運用益を原資とする果実運用型から、基金そのものを処分することができる取崩型の基金に転換したところであり、平成24年度までに緊急の環境保全対策として、おおもりの環境を創造する人づくり、省エネルギー型の地域社会づくり、廃棄物の3Rの推進、廃棄物の適正処理などの各種事業に活用するため、10億円を処分しました。

なお、平成25年度は処分を行いませんでした。

第9節 公害防止協定

1 公害防止協定の意義

公害防止協定は、公害の防止を主な目的として地方公共団体又は地域住民と企業との間で締結されるもので、協定書、覚書、確約書等その名称は様々です。

公害防止協定は、法律及び条例による一律的な規制に比べ地域の実情に即したきめ細かな公害防止対策が実施できること、法律や条例による規制だけでは不十分と認められるときにそれを補完するものとして有効であることなどから、その機能が重要視されています。

本県においても、市町村等と企業との公害防止協定締結を推進するとともに、県自ら、公害防止のため必要と

認められる企業と公害防止協定を締結しています。

2 公害防止協定の締結状況

平成26年3月31日現在の県内の公害防止協定の締結件数は165件であり、このうち県、市町村及び企業の3者が当事者となっているものが13件、市町村と企業が当事者となっているものが142件、地域住民等と企業が当事者となっているものが8件、市町村、地域住民等及び企業の3者が当事者となっているものが2件となっています（資料編表8）。

第10節 公害防止管理者等

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、特定工場において、公害防止に関する専門的知識及び技能を有する公害防止管理者と業務を統括管理する公害防止統括者等からなる公害防止組織の設置を義務付けて

います。

平成25年度末における特定工場数は149工場であり、公害防止管理者等の選任に係る届出状況は、資料編表9のとおりです。

第11節 各種審議会等

1 青森県環境審議会

本県における公害防止対策に関する重要事項を調査審議するため、昭和41年7月に青森県附属機関に関する条例により青森県公害対策審議会が設置され、昭和42年8月の公害対策基本法の施行に伴い、同法に基づく附属機関とされました。

昭和60年7月には、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理合理化等に関する法律が公布されたことにより、水質汚濁防止法の一部改正が行われたことから、昭和61年1月12日に青森県水質審議会が青森県公害対策審議会へ統合されました。

また、平成5年11月19日に公布・施行された環境基本法及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、青森県附属機関に関する条例及び規則の一部改正を行い、平成6年8月1日をもって青森県公害

対策審議会を廃止し、新たに青森県環境審議会を設置しました。

さらに、平成18年9月1日には、青森県環境審議会と青森県自然環境保全審議会との統合により、新たに青森県環境審議会を設置しました。

青森県環境審議会の担当する事務は、環境基本法第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等を行うこと、自然環境保全法第51条第2項の規定により、温泉法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づきその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議することです。

同審議会は、平成26年3月31日現在、学識経験を有する者32人、温泉に関する事業に従事する者1人の計33人で組織しています。

平成25年度の開催状況は、表1-2-3のとおりです。

表1-2-3 青森県環境審議会の開催状況

回次	開催年月日	区分	審議等事項
第19回	H25. 9. 4	諮問 答申	1) オスギ・オスマドリノ捕獲期限の制限(案)について
第20回	H26. 2.12	諮問 答申	1) 平成26年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)について 2) 平成26年度地下水の水質の測定に関する計画(案)について
		報告	1) 青森・岩手県境不法投棄事案について

資料：県環境政策課

2 青森県環境影響評価審査会

青森県環境影響評価条例の規定により環境影響評価に関する事項を調査審議するため、平成11年12月から青森県附属機関に関する条例に基づき設置されています。

同審査会は、平成26年3月31日現在、学識経験者20人で組織しています。

平成25年度の開催状況は、表1-2-4及び表1-2-5のとおりです。

表1-2-4 青森県環境影響評価審査会の開催状況

回次	開催年月日	審議等事項
第13回	H26. 3.25	1) 会長及び副会長の選任について 2) 平成26年度の審査予定案件について

資料：県環境保全課

表1-2-5 青森県環境影響評価審査会部会の開催状況

回次	開催年月日	区分	審議等事項
第1回	H25.10.21	諮問 答申	上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について
第2回	H26. 1.24	諮問 答申	1) (仮称)むつ小川原港洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について 2) (仮称)中里風力発電所の設置に係わる環境影響評価計画段階環境配慮書に対する意見について
第3回	H26. 2.10	諮問 答申	1) 五戸ウェイストパーク産業廃棄物管理型最終処分場設置事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について 2) (株)青森クリーン産業廃棄物最終処分場新設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について

資料：県環境保全課

3 青森県公害審査会

公害紛争処理法の規定により、昭和45年11月に青森県附属機関に関する条例に基づき設置されており、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行います。

同審査会は、平成26年3月31日現在、学識経験者12人で組織しています。

平成25年度に同審査会が受け付けた事件はありません。

なお、平成25年度までに処理された事件は、調停事件5件、仲裁事件1件の計6件で、処理結果は調停成立2件、調停打ち切り3件、和解による仲裁申請取下げ1件となっています。

